

職員の定員の範囲内において、政令で定める。

二、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)
 第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

文甲第四四号

案起

昭和三十一年五月三日

閣議決定

昭和三十一年五月八日

施行

昭和三十一年五月八日

公布

昭和三十一年五月八日

内閣総理大臣 吉田

内閣官房長官

内閣官房副長官

緒方内務大臣

吉田

天達内務大臣

天達

石井内務大臣

石井

大野内務大臣

大野

加藤内務大臣

加藤

草葉内務大臣

草葉

塚田内務大臣

塚田

大野内務大臣

大野

岡崎内務大臣

岡崎

保利内務大臣

保利

小坂内務大臣

小坂

木村内務大臣

木村

小笠原内務大臣

小笠原

愛知内務大臣

愛知

戸塚内務大臣

戸塚

別紙文部大臣請議

松方氏旧蔵コレクション受入について

文社芸才 26 号

昭和 29 年 5 月 28 日

説明者 文部事務官 福田 繁
同 宇野俊郎

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

文部大臣 大 達 茂 雄



松方氏旧蔵コレクション受入について

別添松方氏旧蔵コレクション受入について閣議決定

を得たいのでよろしくお願いします。

右閣議に供する。

例 指 令 案
文 令 案

松方氏旧蔵コレクションの受入について（昭和二九五二八）
閣議決定案

標記の件については昨年十二月四日閣議諒解に基き、これが受入準備に必要な措置を取ることとなつたが、本件に関する仏国政府の意向及び文部省に設置した「フランス美術館（仮称）設置準備協議会」の決定にかかる別紙答申「松方氏旧蔵コレクション受入の具体的方策について」を尊重し、コレクションの奇蹟実現の場合は、政府において美術館の新築費、維持費、作品輸送費並に「カレ」の市民「再製費等必要な経費につき予算上の必要な措置を講ずるものとする。

本件は閣議
決定に基き
大蔵省に協
助する事

添付資料

一、旧松方コレクション受入の具体的方策について

参考

一、松方氏旧蔵コレクション受入の爲の国立美術館新設計画試案（文
部省）

旧松方コレクション受入の具体的方策について

本協議会はこの度フランス政府が旧松方コレクションを日本政府に寄贈せんとする配慮を示されることに対し、深甚な感謝を表すものであつて、我が方はフランス政府のこの好意ある申出に応じ、これに応えるに足る充分な受入体制を整備する為、官民協力してこれに当る必要があることを痛感する。

よつて本協議会においては昨年十二月十日以来、これか受入措置の具体的方法について慎重審議の結果、左記受入計画を策定したから速かにこれが具体的実現を図られんことを望む。

記

- 一、旧松方コレクション受入の為、国立の美術館を新設すること。
- 二、美術館新設の敷地は東京都内、上野公園地域内とし、凌雲院趾敷地約三千坪を第一候補地とすること。
- 三、新設美術館の規模は建坪約一千坪を有する防火耐震の堅牢な建築とすること。

但し、将来財政上の余裕を生じた場合には更に規模を拡張すること。

四 美術館の建築は昭和二十九年年度中に敷地整理及び基礎工事を終り、昭和三十年年度中に工事の完成を期すること。

五 美術館建築の設計については、でき得ればフランス側の助言を参考にすること。

六 美術館建築の為の建築費、設備費、維持費、輸送費は國費負担とするが、創設に要する経費の一部については民間よりの寄附を期待すること。

七 美術館新設に先立つて、旧松方コレクションが日本に寄贈される場合は国立博物館附属表慶館において臨時的に之を受入れることとし、この場合においても、受入に必要な設備を施すこと。

昭和二十九年三月三十一日

フランス美術館設置準備協議会

参 考

松方氏旧蔵コレクション受入の為の

国立美術館新設計画試案（文部省）

一、設置場所 東京都台東区上野公園内凌雲院趾地

一、建坪面積 約一、〇〇〇坪

一、敷地面積 約三、〇〇〇坪

一、建築工費 約一五〇、〇〇〇、〇〇〇円

（設備費を含む）

一、工事施行年度 昭和二十九年年度及昭和三十年年度

一、コレクション受入の為に必要なその他の経費

●国立博物館内表慶館改装費 約一四〇、〇〇〇、〇〇〇円

○コレクション維持費（初年度） 約三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

閣議了解案

文 部 省

松方コレクション受入について

フランス政府は日仏文化交流の趣旨に基き、故松方幸次郎収集美術コレクション中在仏の分（平和条約にもとづきフランス政府の所有に帰した）のうち、絵画約300点、彫刻約60点等計約400点を日本政府へ寄贈したい意向を申し入れているが、これを受け入れるについては、先方の希望に沿い輸送費の負担等の適切な措置をとるとともに、日本政府において仮称『フランス美術館』を設置することとし、下記によりこれが準備を進めることとする。

記

- 1 仮称フランス美術館設置のため、文部省に仮称『フランス美術館』設置準備協議会を設ける。
- 2 同美術館は、昭和29年度中にその開設に着手するものとし、なるべくすみやかに同コレクション受入に必要な設備を完成することとする。

備考 新設美術館建設敷地については地元東京都の現物寄附又は無償貸与を受けられるものとする。

	計	約三五〇〇〇、〇〇〇円	約一〇、〇〇〇、〇〇〇円
。作品輸送費			約一〇、〇〇〇、〇〇〇円
。「カレ」の市民」再製費			約九〇〇〇、〇〇〇円

閣議了解案

文 省

昭和二十八年五月四日閣議
松方コレクション受入に付りて

松方コレクション受入
フランス政府は日仏文化交流の
幸次郎収集美術コレクション中在
もとづきフランス政府の所有に帰した1のうち、絵画
約300点、彫刻約60点等計約400点を日本政府
へ寄贈したい意向を申し入れているが、これを受け入
れるについては、先方の希望に沿い輸送費の負担等の
適切な措置をとるとともに、日本政府において仮称「
フランス美術館」を設置することとし、下記によりこれが
準備を進めることとする。

記

- 1 仮称フランス美術館設置のため、文部省に仮称
「フランス美術館」設置準備協議会を設ける。
- 2 同美術館は、昭和29年度中にその開設に着手
するものとし、なるべくすみやかに同コレクショ
ン受入に必要な設備を完成することとする。

備考 新設美術館建設敷地については地元東京都の現物寄附又は
無償貸与を受けられるものとする。

	。作品輸送費	約一〇〇〇〇〇〇〇円
	。「カレ」の市民」再製費	約九〇〇〇〇〇〇〇円
計		約三五〇〇〇〇〇〇〇円

3. 建物建築の敷地の候補地は、東京都内等で上記
設置準備協議会において選定する適当なる場所と
する。

4. 設備完成以前において受入をなす必要を生じた
場合は、その臨時受入および保管箇所については
別途考究するものとする。

添 付 参 考 资 料

- 1 昭和28年6月13日ドジャン仏国特命全権大使
より岡崎外務大臣あて書簡写

- 2 昭和28年7月14日岡崎外務大臣よりドジャン
仏国特命全権大使あて書簡写

- 3 昭和28年7月15日ドジャン仏国特命全権大使
より岡崎外務大臣あて書簡写

1 昭和28年6月13日ドジャン仏国特命全権
大使より岡崎外務大臣あて書簡写(仮訳)

電 文 書

松方コレクションの返還の件についてフランス大使館と
外務省との間に友好裡に談合がつづけられている。

しかしながら最も重大な問題が明らかにせねばならないま
まになつてゐるが、それはこのコレクションを収容する東
京におけるフランス美術館の創設である。

日本政府がこの点についてフランス政府に確固たる保証
を与えることは、フランス政府がこのコレクションを贈与
するための新法律案を無事議会通過せしめるため不可決の
要件である。

本大使館は本件が日本の関係各省間において研究中であ
ることを承知しているが、その研究の結論がなるべく早か
らんことを請ひ願つてゐる。

又フランス政府は、将来における(他の)贈与について
約束するものではないが、(さらに)複製の送付、臨時展
覧会の開催により在前記フランス美術館の事業活動に寄与
する意向を確認するものである。

(6月15日 外務省受取)

2. 昭和28年7月14日岡崎外務大臣よりドジャン
仏国特命全権大使あて書簡写(仮訳)

情3第316号

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本年6月15日貴大使と本大臣との間における松方コレクションの日本への返還に関する話し合いならびにそ際貴大使が持参された1953年6月13日付電書に関し左のとおり日本政府の意向を表明する光榮を有します。

1. 日本政府は、本件コレクションの保存および展覧に遺憾のないよう仮称「フランス美術館」の設置に必要な一切の措置をとることについて最善の努力を払うこといたします。
2. 日本政府は、本年3月ないし4月滞国中の貴大使に対し西村大使を遣い伝達された本件コレクションの日本への輸送費ならびにロダンの彫刻「カレーの市民」の複製費を日本側において負担する意向をここに確認します。本大臣は貴大使に対し、本件松方コレクションの日本への返還に関するフランス国政府の好意的配慮に深甚の謝意を表するとともに、前記日本国政府の意向をフランス国政府に御伝達相成り、本件の満足なる解決促進にいつ

その御尽力あるよう懇願する次第であります。

本大臣は右申し進めますに際しここに重ねて閣下に向
つて敬意を表します。

昭和28年7月14日

フランス特命全権大使

モーリス・ドジャン閣下

外務大臣

岡崎勝男

3 昭和28年7月15日ドジャン仏国特命全権大使

より岡崎外務大臣あて書簡写(仮訳)

外務大臣閣下

本使は日本政府が松方コレクションを受領する条件を本使にお知らせ下さつた1953年7月14日付の貴簡を受領するの光栄を有します。

本使はフランス美術館の設置に関し、本使に与えられた保証に特に感謝致します。これはフランス政府に対し、松方コレクションを日本国に寄贈する法案を議会で提出することを許すものであります。

他方においてこのコレクションのフランスより日本への輸送費及びオーギュスト・ロダンの作品『カレーの市民』の複製の費用に関する日本政府の意向を承知致しました。

本使は貴簡の次第を直ちにフランス政府に通報致しますが、貴簡について貴大臣に感謝するとともに、ここに重ねて敬意を表します。

7 月 1 5 日

駐日フランス大使

モ - リ ス ド ジ ヤ ン

外 務 大 臣

岡 崎 勝 男 閣 下